

最高裁秘書第3088号

令和3年10月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

9月4日付け（同月6日受付、第030498号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

決裁票（件名が「堺徹最高裁判事就任記者会見の概要のウェブサイト掲載について」と題するもの。別添文書を含む。）（片面で11枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（裁判所職員の印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定められる不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

決裁・供覧

件名	堺徹最高裁判事就任記者会見の概要のウェブサイト掲載について			文書番号 最高裁広第233号	
伺い文	別添のとおり、記者会見の概要を裁判所ウェブサイトに掲載してよろしいか。				
起案	起案日	令和3年9月17日	受付日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局広報課 広報課 広報係	決裁処理期限日		
			決裁日	令和3年9月21日	
	起案者	相賀 民	施行処理期限日		
			施行日		
	連絡先		施行先		
			施行者		
	分類名稱	大分類	(広報) 広報(事務)	取扱上の注意	
		中分類	広報活動		
	取扱区分	名称(小分類)	広報活動等(令和3年度)		
秘密区分					
秘密期間終了日			機密性格付け		
指定事由			取扱制限		
決裁・供覧欄	広報課長	広報課付	課長補佐	広報係長	
	[]	[]	[]	[]	
備考欄					

【決裁説明】

最高裁判所裁判官に係る情報開示の充実を図るために一方策として、今回の記者会見につき、会見録を作成し、裁判所ウェブサイトに公開することとした。

堺徹最高裁判事就任記者会見の概要

令和3年9月3日

【記者】

最高裁判事に就任すると聞いたときの感想と抱負をお願いします。

【判事】

まず、自己紹介になりますが、本日宮中での認証官任命式を終え、最高裁判事に就任した堺徹でございます。どうぞよろしくお願ひします。

最高裁は事件や紛争の適正妥当な解決を図ることを通して国民の権利自由の救済などを使命とする、司法の中で最上級かつ最終審の裁判所で、高等裁判所などの下級裁判所の判断に憲法解釈の誤りや判決に影響を及ぼす法令違反など大きな問題がある場合にこれを正して、国民の権利自由の救済を図るとともに、憲法解釈、法令解釈の統一を図ることも役割として担っています。このような大変重い役割を担い、事案によっては社会に大きな影響を与えることにもなる最高裁の判事の一人として就任することが決まった、そう聞いた際には、大変名誉なことだと思うと同時に、誠に重い責任を担うことになったと、畏れのようなものも抱き、正に身の引き締まるような思いがしました。私としては、この重い職責を果たし、公平公正で紛争解決として妥当な裁判を実現することができるよう、1件1件の事件の当事者の言い分に十分耳を傾けるとともに、謙虚な姿勢で誠心誠意努めてまいりたいと考えているところであります。

【記者】

検察官として37年間経験を積まれてこられましたが、その経験を今後の職務にどのように生かしていくお考えですか。

【判事】

私は37年余りの検事人生の中で、3年間の法務省勤務を除き、残りは全て検察の現場で主として検察官として刑事事件に携わってまいりました。特に複雑で困難な事件の捜査公判に関与してきたのですが、その中で事件の真相解明に必要な専門的知識を得たのみならず、会社など組織の在り様、事件に関与した人達の心の奥底の動きなど、事件の背景となつた事柄に関しても貴重な知識を得ることができたと思います。

刑事事件と私がこれまでほとんど経験してこなかつた民事事件、行政事件との違いがあつても、法律家としての職務活動には、証拠に基づいた事実認定や法令の解釈、更には事件の背景に対する深い洞察、紛争解決を目指して知恵を絞る姿勢など共通するところがあると思います。私は法律家である検察官として、捜査公判に従事するに当たり、それまでに得ていた知識や洞察力をベースとして、それぞれの事件の「顔」ともいべき個性を見抜き、最善の判断に到達するため知力を尽くす、いろいろな観点から考え抜くということに力を入れてまいりましたから、この検察官としての経験を様々な視点をもつて適正妥当な判断を下すことが求められる最高裁判事の職務に生かしていきたいと思います。また、検察官は公益の代表者として公平公正に職務を行い、特に捜査段階では、関係者から十分言い分を聴取した上で、事実を認定して処分を決しますから、これまで検察官として貫いてきた仕事のスタイルには公平公正を旨とする裁判に通じたところがあると思います。そして、検察官として被害者の心情に配慮した捜査公判の遂行に努めてきましたが、これは権利自由を侵害された者の救済を図ることを目的とした民事事件や行政事件にも通じるところがあると思います。このような検察官としての経験も最高裁判事の職務に生きるところがあると考えていますし、是非生かしていきたいと思います。

【記者】

最高裁でもつい先日、夫婦同姓訴訟がありましたように、多様性を認め合う社会の実現を求める声が日増しに大きくなっています。こうした声に裁判官としてどのように向き合っていきますか。

【判事】

夫婦同姓をめぐる違憲訴訟そのものについてコメントすることは、立場上控えたいと思います。その上で、多様性を認め合う社会の実現を求める声が裁判で取り上げられた場合における最高裁判事としての裁判への向き合い方にについての御質問にお答えします。

基本的に多様性を認め合うこと自体に対して否定的な考えは少なくなっているように思いますが、どのような事柄について、どのような範囲で、どの程度認め合うのかに関しては様々な意見があるのだろうと思います。このような様々な意見が社会に存在する類型の訴訟では、最高裁の判断が社会に与える影響には相当のものがあり、考慮すべき事柄も少なくないでしょうが、具体的な事件において紛争を適正妥当に解決するに当たっては、当事者の主張や様々な意見によく耳を傾け、同僚裁判官との評議の中で思考を深めながら、様々な視点から最善の解決策を模索し、最終的にはその過程で形成された私のバランス感覚からの判断、自分の良心からの声に従って最善の判断として私の意見を示すことができればと思います。裁判官として今述べたような向き合い方をしていきたいと考えています。

【記者】

二つ目の質問とも関連しますけれども、直近の東京高検の検事長のときに再三強調されていましたが、検察官の仕事というのは国民の信頼が基盤となつているとよくおっしゃられていたと思います。この度就任された最高裁判

事の仕事は、国民からどのように期待されているとお考えでしょうか。

【判事】

冒頭にもお話ししましたとおり、やはり国民にとって司法というのは紛争解決を公平公正かつ適正妥当に判断をしてもらいたい、そういうふうな期待があると思いますし、これまで培ってきたところによる一定の信頼というものがあると思っています。私としては、そのような司法に対する国民からの期待や信頼に応えることができるような裁判の実現に取り組んでいきたいと思っているところです。

【記者】

これまで検察官としてお仕事をされてきた中で、大切にしてこられた考え方や信条がありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

【判事】

検察庁の基本方針というものが「検察の理念」に表れているところですが、厳正公平、不偏不党ということを大変大事にしてきたところです。また、「検察の理念」には、独善を排し、謙虚な姿勢で職務を行うということもうたわれておりまして、先ほどもお話しした謙虚な姿勢で職務を行うことを大切にしてきたところです。

【記者】

好きな言葉とか座右の銘があれば教えていただきたいのと、どういうふうにその言葉を自分に言い聞かせてきたのか、これから言い聞かせることになるのか教えてください。

【判事】

検察官自体は、真実発見というか、事件の真相解明のために取り組むというのがあります、自ら動いて真実に到達するということを一生懸命やつてきたわけですが、それと同じようなことかなと思った、相田みつを氏の「ともかく具体的に動いてごらん。具体的に動けば具体的な答が出るから。」という言葉に出会って、非常に良い言葉だなと思って、座右の銘のようにしておりました。二、三年前ぐらいからは、仏教に関する言葉で、「かたよらない心、こだわらない心、とらわれない心」という言葉にも非常に強くひかれるようになりました。法律家ですから、大切にすべきところにはこだわらないといけないというのがありますので、ここは「こだわりすぎない心」と置き換えてこの言葉を意識するようになったところです。

【記者】

その言葉をどういうときに自分に言い聞かせてきたのでしょうか。

【判事】

検察時代には、事件の着手や処理、そういうふうな事件の方針を立てるときにいろいろな考え方がある中で、どういう判断をすべきかというときに、かたよった心があってはいけない、何かにこだわりすぎている心があってはいけない、とらわれている心があってはいけない、公正公平に判断する上で一つの指針になる言葉だったのではないかと思っています。

相田みつをさんの言葉については、まだ捜査でやれることがあるのにやつていかないことがないかどうか、もう少し真相解明のために頑張れることがあるのであれば頑張らないといけないというときにです。

【記者】

その言葉を、最高裁判事になるに当たっても大切にしていきたいということでしょうか。

【判事】

相田みつをさんの言葉は、裁判官にとってどの程度の指針になるかとなると難しいところはあるとは思いますが、いろいろな考え方についてもう少し掘り下げていく、こんな考え方もあるというのを調べることで見付けていく、そういうふうな側面では役に立つかなと思いますが、検察時代とはちょっと違うというか、最高裁では事実認定について多くの労力をかけるというものではなく、やはり法律審ですから、少し違うところがあるかなと思います。ですが、先ほどお話しした仏教に関する言葉については、正に公平公正に判断していくというところで役に立つところがあると思っています。

【記者】

東京地検時代、捜査の経験が非常に長く、真相究明だったりとか、長く検事として捜査に関わってきたと思うが、今度は捜査というより、客観的に判断する立場になるところ、捜査の経験をどのように判断に生かすことができるのか、その辺りのお考えをお聞かせください。

【判事】

長く捜査を行ってきたことで得た知識あるいはノウハウ、スキルといったものは、2問目の中でもありました、自分自身の中に更に蓄積されてきて、最高裁で扱う事件や紛争について判断していく中でもベースになるものになってくるのではないかと思っています。いろいろな経験をしてきたことは、公平公正で適正妥当な判断をする、バランス感覚が必要になるところでは役に立つのではないかと思っています。

【記者】

検事としての経験をどう生かすというより、事件への向き合い方でいうと、
刑事裁判では、検察官は一方当事者であって有罪を立証することが職責であ
ったところ、中立な判断者に立場を変えるとなると、折り合いを付けないとい
けない部分があるのかどうかについては、いかがでしょうか。

【判事】

検察官については、公益の代表者として厳正公平、不偏不党をイメージして
活動するわけですから、一方当事者というところは、公判で争われたときに検
察官の立場として主張するというのはありましたけれども、特に捜査段階で
は公益の代表者として、公平公正にというところに力点を置いてきた、そうい
うつもりで職務をやってきました。そういう意味では裁判官の中立、公平公正
に職務を行うのとはかなり似通っているところがあると思います。したがつ
て、折り合いを付けるのが、それほど多くの場面で必要になるということはない
のではないかと思いますし、裁判官として自己の良心に従って独立して職
務を行っていく心構えは持っておりますので、特に折り合いを付ける、ここが
大変だという気持ちは抱いていません。

【記者】

特捜部長として大変難しい事件を指揮されていたと思いますが、その経験
の中で、自分の中で大きな経験として得られたと思う部分と、それを今後に生
かせるものがあるかについては、どうお考えですか。

【判事】

事件がうまくいっていると言いますか、国民からの期待が大きくてそれに
応えて起訴するという場合には、どちらかと言うと、やりやすい面があったの

だろうと思います。しかし、国民から、又は被害者から、あるいは検察庁にとっての捜査や調査を行う関係機関から起訴してほしいという思いが強い事件について、相談を受けたり、検察庁で独自捜査をすることもありましたが、捜査をしても犯罪として起訴して有罪判決まで得られる見込みに達しない場合は苦しいと思うときがありました。とにかくいろいろな視点や切り口で事件を見ても、これは起訴できないと考えれば、上司、上級庁へ起訴できるものを見付けるのが難しいという報告をしなければいけないことがあり、そこは検察官としてやれることはやったという自負を持って終局するわけですが、そういう消極的な形で終わるときに難しさを感じたりしました。

【記者】

特捜部長時代に特に印象深い事件、そこから得られた経験、特にその中で大切なものがあれば教えてください。

【判事】

特捜部長時代に得られた経験で、今も強く心に残っているのは、最終的に消極で処理した事件、形式犯については起訴していて、その後の実質犯について何かやれるのではないか、これだけのことをやっているのだから事件になるのではないかと、検察だけではなく関係機関もそう考えいろいろ捜査をやってみたけれど、犯罪として起訴するのは難しいという、法律家としての判断をした事件です。やれるだけのことをやって、その上で法律家として難しいと判断したから消極判断をしたということでしたが、判断としては大きかったと思います。うまくいった事件はたくさんありますが、副部長以下の部下職員がうまく仕事をしてくれて、事件としてまとめることができたというものだったと思います。消極な形で事件を終結させた事件については、私自身も、この切り口で事件にならないかどうかといろいろ考えてやっていった、もちろ

ん部下にも手伝ってもらったけれども、結局難しかったというものです。こちらの方が私としては印象に残っているところです。

【記者】

就任するに当たって畏れのようなものを感じたとありましたが、精神的になのか具体的になのか、準備でこういうことをしたとかはありますか。

【判事】

どれだけの準備をすれば大丈夫というものがあるとは思えませんが、東京高検検事長を退官してから少し長めの夏休みみたいなものがあったので、その間に最高裁判事を経験された方の中で、回想録のようなものを書かれている方がおられたので、少し斜め読みのようなところだったかもしれません、読んでみたことはありました。畏れの中身について、先ほどもお話したところですが、民事事件、行政事件については、これまでほとんど関与してこなかったですから、これからいろいろと勉強しないといけないと思っています。そういう事件の中で難しい判断を迫られ、かつ、その判断が社会に大きな影響を与えるとなると、自分自身がどこまで自分に自信をもって判断できるのかなどが、畏れの中身になっていくのかなと思いますが、そこは一生懸命研鑽を積んでいくしかないと思います。

以上